

- ・原子力災害合同対策協議会への出席

原子力緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織される場合は、副知事が出席し、情報交換や対策の実施に向けた調整を行うこととしています。

- ・オフサイトセンターへの職員の派遣

オフサイトセンターに職員を派遣し、周辺地域での活動体制の確立、原子力発電所の状況の把握、緊急時モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難、屋内退避の状況の把握等の活動に従事させることとしています。

第3章 原子力災害事前対策

第1節 基本方針

原子力災害の事前対策について定めています。

第2節 原子力事業者防災業務計画の協議及び防災要員の現況等の届出の受理

県は、九州電力が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、県の地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、九州電力が計画を作成又は修正しようとする日の60日前までに、その計画案を受理し協議を開始するとともに、直ちに原災法第7条第2項に基づき関係周辺市町に計画案を送付し、相当の期限を定めて、関係周辺市町の意見を聴き必要に応じて九州電力との協議に反映させるものとしています。

第3節 立入検査と報告の微収

九州電力における原子力災害の予防のための措置が適切に行われているかどうか確認するため、原災法に基づき、九州電力からの報告の微収及び原子力発電所への立入検査を実施できることとなっています。

第4節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携

川内原子力発電所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、防災訓練の実施、オフサイトセンターの活用、住民等に対する情報伝達、事故時の防護対策等の緊急時対応及び緊急時モニタリング等について原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官と密接な連携を図ることとしています。

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等を行えるように努めるものとしています。

第6節 情報の収集・連絡体制等の整備

国、関係市町村、九州電力及び防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うための体制等を整備することとしています。

第7節 緊急事態応急体制の整備

原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うための緊急事態応急体制を整備することとしています。

第8節 複合災害に備えた体制の整備

国と連携し、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実することとしています。

第9節 避難収容活動体制の整備

薩摩川内市及び関係周辺市町が行う避難計画の作成、屋内退避、避難所等の整備、要配慮者等の避難誘導、移送体制等の整備について支援・助言を行うこととしています。

第10節 飲食物の摂取制限及び出荷制限

飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制の整備や飲食物の摂取制限等を行った場合の住民への飲食物の供給体制の確保について定めています。

第11節 緊急輸送活動体制の整備

緊急時の輸送活動を円滑に行うための輸送体制、緊急輸送路の確保体制について定めています。

第12節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

救助・救急、緊急時医療、消化活動用の資機材の整備及び防災業務関係者の安全確保のための防護資機材の整備等に努めることとしています。

第13節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

住民相談窓口の設置、要配慮者及び一時滞在者に対する情報伝達体制の整備に努めることとしています。

第14節 行政機能の移転及び業務継続計画の策定

庁舎の所在地が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の避難先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図ることとしています。

・オフサイトセンターの機能移転

オフサイトセンターが避難対象区域に該当するなど使用できない場合に備えて、国と連携して、代替オフサイトセンターを整備しておくものとしています。

代替オフサイトセンターの施設、設備等については、適切に整備、維持・管理を行うこととしています。

代替オフサイトセンター	日置市東市来町長里1020-1 鹿児島県消防学校 鹿児島市鴨池新町10-1 鹿児島県庁行政庁舎
-------------	--

・薩摩川内市及び関係周辺市町の行政機能移転

薩摩川内市及び関係周辺市町は、庁舎が避難対象区域に該当するなど使用できない場合に備えて、行政機能移転先をあらかじめ定めておくこととしています。

第15節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及啓発及び情報発信

住民等に対し、原子力防災に関する知識の普及啓発や過去に起こった大規模災害の教訓等の情報発信について努めることとしています。

第16節 防災業務関係者の人材育成

原子力応急対策への対応力を高めるために、国等が行う研修会等に防災業務関係者を参加させるなど人材育成に努めることとしています。

第17節 防災訓練等の実施

国、薩摩川内市、関係周辺市町、九州電力及び自衛隊等関係機関と連携して、定期的に防災訓練を実施することとしています。

第18節 原子力発電所上空の飛行規制

航空機事故に起因する原子力災害の発生を防止するため、川内原子力発電所上空の飛行規制について周知徹底を図ることとしています。

第19節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬の事故については、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性を踏まえて対応することとして定めています。

第4章 緊急事態応急対策

第1節 基本方針

情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応、原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策について定めていますが、これら以外の場合であっても原子力防災対策上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応することとしています。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

原子力発電所において、事故・故障が発生し、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態に該当する場合、九州電力は、国、県、薩摩川内市、関係機関等へ連絡することとしています。

第3節 活動体制の確立

県の活動体制、専門家の派遣要請、防災業務関係者の放射線防護等について定めています。

第4節 緊急時モニタリング

福島第一原子力発電所事故を踏まえ、原子力発電所からの放射性物質の放出形態は、複合的であることを十分考慮し、緊急時モニタリング等の実施をすることとしています。

第5節 避難、屋内退避等の防護措置

屋内退避、避難等の実施、感染症流行下での防護措置の基本的な考え方、避難方法、避難所、避難退城時検査、要配慮者等への配慮等について定めています。

第6節 治安の確保及び火災の予防

緊急事態応急対策実施区域及びその周辺における治安の確保及び火災の予防に努めることとしています。

第7節 飲食物の摂取制限及び出荷制限

国の指示に基づき、一時移転対象地域において、地域生産物の摂取制限を実施するものとし、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、飲食物の検査を実施することとしています。

第8節 緊急輸送活動

緊急事態応急対策が円滑に行われるよう、輸送の優先順位・範囲の調整、乗員及び輸送手段等を確保することとしています。

第9節 救助・救急、消火及び医療活動

緊急時における救助・救急、消火活動のために必要な措置を講ずることとしています。また、避難住民等の汚染検査、除染等を実施するとともに、必要に応じて治療を行うこととしています。

第10節 住民等への的確な情報伝達活動

被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するために、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が行える体制を整備することとしています。

第11節 自発的支援の受け入れ等

大規模な災害発生の報道を受けて、ボランティアや国内・国外から寄せられる善意の支援申し入れに適切に対応することとしています。

第12節 行政機能の移転及び業務継続に係る措置

庁舎の所在地が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合、住民等の避難を優先したうえで、あらかじめ定めた行政機能移転先へ退避することとしています。

第13節 家畜の飼養管理・飼料管理の指導

放射性物質を含む可能性のある飼料等が家畜に給与されることがないよう、農家及び飼料取扱業者に対し、放牧の自粛や飼料の保管方法等適切な指導を実施することとしています。

第14節 原子力発電所周辺の飛行禁止区域等の設置

川内原子力発電所において原子力災害が発生し、飛行自粛の要請や飛行禁止区域等の設定が行われた場合には、その旨を関係機関に指示することとしています。

第5章 複合災害時対策

第1節 基本方針

複合災害時の災害応急対策について定めています。
複合災害時において、原子力災害に係る防護対策の実施に支障が生ずることがないよう、以下の事項について特に留意して取り組むこととしています。

第2節 災害応急体制

複合災害時における災害応急体制について定めています。

第3節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

複合災害時において一般回線が使用できない場合は、薩摩川内市及び関係周辺市町と連携しながら、県防災行政無線、専用回線及び衛星回線等、あらゆる手段を活用して必要な情報の収集・連絡を行うこととしています。

第4節 緊急時モニタリングの実施

道路の被災状況や要員の参集状況等を勘案し、緊急時モニタリング実施計画を作成することとしています。また、モニタリングポストなどの固定測定期が被災した場合、モニタリングカーや可搬型モニタリングポスト等の設備・機器による緊急時モニタリングを状況に応じて実施することとしています。

第5節 避難、屋内退避等の防護措置の実施

複合災害時には、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、当該自然災害に対する避難行動を、原子力災害に対する避難行動よりも優先させ、人命の安全確保を優先することを原則とし、P A Z内の予防的防護措置の初期対応段階での検討や、被災状況に応じた避難方法、屋内退避等の考え方を定めています。

第6節 緊急輸送活動体制の確立

複合災害時には、道路の通行状況等について迅速に情報を収集するとともに、必要に応じて代替輸送道路を確保することとしています。

第7節 救助・救急、消火及び医療活動

複合災害時に、救助・救急、消火活動により、要員や資機材が不足する場合は、広域的な応援を要請することとしています。また、複合災害時の道路や搬送手段の被災状況を勘案し、安定ヨウ素剤の搬送計画を作成することとしています。

第8節 住民等への的確な情報伝達活動

複合災害時に情報伝達手段の機能喪失が想定されるときは、必要に応じて代替手段を検討し、確実に情報が伝達できるよう努めることとしています。また、事故の影響が広域的に及ぶときには、必要に応じて、事故の状況等について、県内全市町村及び隣接県に速やかに連絡することとしています。

第6章 原子力災害中長期対策

第1節 基本方針

原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策について定めていますが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応することとしています。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される国現地本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施することとしています。

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

原子力災害事後対策実施区域において放射性物質の汚染が著しく、避難のための立退き又は屋内退避の必要があると認めるときは、市町に対し同措置の実施を助言することとしています。

第4節 放射性物質による環境汚染への対処

国、市町、九州電力及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うこととしています。

第5節 各種制限措置の解除

緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、応急対策として実施された立ち入り制限、交通規制、飲食物の摂取制限等の解除を関係機関に指示することとなっています。

第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

原子力緊急事態解除宣言後、国、防災関係機関及び九州電力と協力して継続的に環境放射線モニタリングを行い、その結果を公表することとしています。

第7節 災害地域住民に係る記録等の作成

市町が、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し、災害時に当該地域に所在した旨の証明や避難所等においてとった措置等を記録することについて協力することとなっています。

第8節 被災者等の生活再建等の支援

国及び市町村と連携し、被災者等の生活再建の支援や被災者の自立に対する援助、助成措置について、相談窓口等を設置することにより、必要な情報や支援・サービスを提供することとしています。

第9節 風評被害等の影響の軽減

国及び市町村と連携し、科学的根拠に基づく適切な流通等が確保されるよう、放射能汚染状況等の公表等を行うこととしています。

第10節 被災中小企業等に対する支援

国と連携し、被災中小企業等に対する援助、助成措置を行うこととしています。

第11節 心身の健康相談体制の整備

国及び市町村とともに、川内原子力発電所の周辺地域の居住者等に対して、心身の健康相談や健康調査を行うこととしています。

第12節 物価の監視

国と連携し、生活必需品の物価の監視を行い、速やかにその結果を公表することとしています。

第13節 復旧・復興事業からの暴力団排除

復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めることとしています。